

地方税法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、**地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの**（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）**であることとする。**

		令和5年6月27日
区分	改正前	改正後
第1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	
第2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	
第3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである <u>こと。</u>	<p>当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである<u>こと。</u></p> <p>ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。</p>
第4号	返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	
第5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	
第6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に 関連性のある ものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が 主要な部分を占めるもの であること。	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に 付帯するもの とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の 価値が当該提供するものの価値全体の七割以上 であること。
第7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	
第8号	次のいずれかに該当する返礼品等であること。	
	<ul style="list-style-type: none"> イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの 	
第9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。	